

## みえ次世代育成応援ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会は、「みえ次世代育成応援ネットワーク」(以下ネットワークという)と称する。

(目的)

第2条 このネットワークは、次代を担う三重の子どもたちが健やかに生まれ、家族や支える人たちも育む喜びを感じることができ、子どもを産み育てることに夢や希望の持てる「ささえあい」の地域社会づくりに役立つことを目的とする。

(会員)

第3条 会員は、前条の目的に賛同する企業、団体やグループとし、その旨ネットワーク事務局を窓口として代表に申し出ることにより、このネットワークの会員になることができる。

2 次のいずれかの号に該当する場合は、会員の登録を取り消すことができる。

- (1) 会員から退会の申し出があったとき
- (2) 会員の活動が第2条の目的に反すると運営委員長が認めるとき
- (3) 法令違反等社会通念上好ましくない行為があったとき
- (4) その他、登録を取り消すことが適当であると運営委員長が認めるとき

(取り組み)

第4条 このネットワークは、第2条に定める目的を達成するために、次の取り組みを行う。

- (1) 会員の次世代育成支援活動の紹介
- (2) 会員間の連携や協働の促進と出会いの機会の提供
- (3) その他、目的の達成に必要なこと

(代表)

第5条 このネットワークに代表(2名)を置くことができる。

2 代表は、ネットワークを総理する。

3 代表の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第6条 ネットワークの会員及び発起人の推薦者から運営委員(20名以内)を選出し、運営委員会を構成する。

2 運営委員会は、次の事項を決定する。

- (1) 運営委員、委員長及び副委員長の選任

- (2) 規約の改正
- (3) その他、ネットワークの運営に必要な事項
- 3 運営委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 運営委員会の運営は、次のとおりとする。
  - (1) 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
  - (2) 運営委員会は、委員の 1/2 以上の出席をもって成立する。
  - (3) 運営委員会の議事は、出席者の 1/2 以上の賛同をもって決定する。
  - (4) 運営委員会は、ネットワークに寄せられた寄付金及び物品の受け入れ及び払い出しを行う。

(監事)

- 第7条 運営委員を除くネットワークの会員及び発起人の推薦者から監事(2名以内)を選出する。
- 2 監事は、寄付金及び物品の出納を監査する。
  - 3 監事の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会計年度)

- 第8条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

- 第9条 このネットワークの事務を処理するために事務局を置く。
- 2 事務局は、三重県健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課とする。
  - 3 事務局は、ネットワークの円滑な運用を図るとともに、運営委員会の決定事項を実施する。

(顧問)

- 第10条 このネットワークに顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、運営委員会における表決権を有しない。
  - 3 顧問は、運営委員会、会員及び事務局から相談を受け、意見を述べることができる。
  - 4 顧問に関する必要な事項は運営委員会が定める。

(その他)

- 第11条 このネットワークについて、本規約に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会が定める。

附則

設立時の運営委員については、各発起人の推薦者をもって充てる。

この規約は、平成18年6月20日から施行する。

この規約は、平成19年4月27日から施行する。

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年4月17日から施行する。

この規約は、平成23年6月16日から施行する。

この規約は、平成24年6月28日から施行する。

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

この規約は、平成26年9月10日から施行する。